

表 2-9-1 微小粒子状物質の測定結果（一般環境大気測定局、平成27年度）

市 町	測定局	用途地域	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間98%値		日平均値35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		設置主体
					日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%	
福井市	福井	住	364	14.0	33.0	6	1.6	県	
敦賀市	敦賀	住	364	13.7	34.2	6	1.6	県	
小浜市	小浜	住	364	11.0	31.0	4	1.1	県	
大野市	大野	準工	364	13.0	31.9	4	1.1	県	
鯖江市	神明	住	363	15.6	35.3	8	2.2	県	
越前市	今立	住	364	13.6	34.9	7	1.9	県	
坂井市	三国	未	363	13.5	33.3	3	0.8	県	
若狭町	三方	未	361	12.2	32.7	3	0.8	県	

(資料：環境政策課)

(注) 「日平均値の年間98%値」とは、測定結果（日平均値）の年間98パーセンタイル値（低い方から98%の範囲以下を有効）のことである。

表 2-9-2 微小粒子状物質の測定結果（自動車排出ガス測定局、平成27年度）

市 町	測定局	用途地域	有効測定日数	年平均値	日平均値の年間98%値		日平均値35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		設置主体
					日	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	日	%	
福井市	自排福井	未	359	16.0	34.8	7	1.9	県	

(資料：環境政策課)

(注) 「日平均値の年間98%値」とは、測定結果（日平均値）の年間98パーセンタイル値（低い方から98%の範囲以下を有効）のことである。

表 2-10 一酸化炭素の測定結果（自動車排出ガス測定局、平成27年度）

市 町	測定局	用途地域	有効測定日数	測定時間	年平均値	8時間値が20ppmを超えた回数とその割合		日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1時間値が30ppm以上となった日数とその割合		1時間値の最高値	日平均値の2%除外値	日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数(注)	設置主体
						時間	%	日	%	日	%					
福井市	自排福井	未	366	8721	0.3	0	0	0	0	1.5	0.4	0	0	○	0	県
敦賀市	自排敦賀	準工	365	8720	0.3	0	0	0	0	1.2	0.5	0	0	○	0	県
鯖江市	自排丹南	準工	365	8720	0.3	0	0	0	0	1.0	0.4	0	0	○	0	県

(資料：環境政策課)

(注) 「環境基準の長期的評価による日平均値が10ppmを超えた日数」とは、日平均値の高い方から2%の範囲を除外した後の日平均値のうち10ppmを超えた日数である。ただし、日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続した延べ日数のうち、2%除外該当日に入っている日数分については除外しない。